「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

平成30年3月

平成30年4月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

(変更箇所は下線で示しております) 改定後(新) 改定前(旧) 最良執行方針 2. 最良の取引の条件で執行するための方法 2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (省 (省 (2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄) (2) 取扱有価証券(グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券の注文は、お受けしておりません。 当社では、基本的に取扱有価証券の注文は、お受けしておりません。 ただし、お客様からの申し出により注文をいただいた場合には、当該注文 ただし、お客様からの申し出により注文をいただいた場合には、当該注文 を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者(以下「取扱証 を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者(以下「取扱証 券会社」といいます。)に取次ぎます。 巻会社 といいます。) に取次ぎます。 当該銘柄の取扱証券会社が1社である場合には当該取扱証券会社へ、 当該銘柄の取扱証券会社が1社である場合には当該取扱証券会社へ、 複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各取 複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各取 扱証券会社が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えら 扱証券会社が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えら れる気配を提示している取扱証券会社にお客様と合意した方法で取次 れる気配を提示している取扱証券会社にお客様と合意した方法で取次 ぎます。 ぎます。 ただし、お客様が上記以外の方法を希望される場合には、お客様と合意 ただし、お客様が上記以外の方法を希望される場合には、お客様と合意 した方法及び条件によりお客様の注文を執行することといたします。 した方法及び条件によりお客様の注文を執行することといたします。 なお、銘柄によっては、注文をお受けできない場合もございます。 なお、銘柄によっては、注文をお受けできない場合もございます。 3 2 に掲げる方法を選択する理由 3 2 に掲げる方法を選択する理由 (省 (1) (省 (2) 取扱有価証券(グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄) (2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄) お客様からいただいた注文を、注文が集まる傾向がある取扱証券会社に お客様からいただいた注文を、注文が集まる傾向がある取扱証券会社に 取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の売買注 取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の売買注 文の実現(約定)可能性が高まると判断されるからです。 文の実現(約定)可能性が高まると判断されるからです。 平成30年4月1日改定 平成23年4月1日 証券取引約款 振替有価証券の取引 第62条(会社の組織再編等に係る手続き) 第62条(会社の組織再編等に係る手続き) (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、 (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、 会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際 会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、振替機 し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしく 関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の 記載または記録を行います。 は減少の記載または記録を行います。 振込先指定方式 第14章 第111条(指定預貯金口座の確認) 第111条(指定預貯金口座の確認) お客様が第110条により振込先の預貯金口座を指定されたときは、当社 お客様が第110条により振込先の預貯金口座を指定されたときは、当社 は速やかに預貯金口座の登録が完了した旨の通知をお客様に送付いた は速やかに「指定預貯金口座手続き完了のご案内」をお客様に送付い たしますので、その記載内容を十分ご確認ください。 しますので、その記載内容を十分ご確認ください。 万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申し出ください。 万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申し出ください。 平成30年4月1日改定 平成28年10月1日改定 非課税上場株式等管理に関する約款 (約款の趣旨等) (約款の趣旨等) 第1条 (省 略) 第1条 (省 略) (省 略) (省 略) 略) $(1)\sim(2)$ 略) (省 (省 ③非課税適用確認書 租税特別措置法第37条の14第5項第3号に定 ③非課税適用確認書 租税特別措置法第37条の14第5項第6号に定 める非課税適用確認書をいいます。 める非課税適用確認書をいいます。 (省 (4)~(5) 略) $(4) \sim (5)$ (省 略) ⑥上場株式等 租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する ⑥上場株式等 租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株 株式等をいいます。 式等をいいます。 略) (省 略) (省 $(7)\sim(9)$ $(7)\sim(9)$ 3 略) (省 略) (省 (非課税管理勘定の設定) (非課税管理勘定の設定) 第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡 第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡

所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、第3条第

所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、第3条第

1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における 当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設け られ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出され た場合は、所轄税務署長からお客様の非課税口座の開設または非課 税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日 (設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供が あった場合は、同日)において設けられます。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

- 第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税口座開設届出書」まよび「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」を、当社が定める期間に提出していただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」をしようとする年または非課税管理勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受理することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。
- 2 お客様は、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口 座開設届出書」等を提出される際に、当社に対し、住民票の写し、個人 番号カードその他の一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所お よび個人番号(当社に対し既に個人番号を告知されている場合で租 税特別措置法その他関係法令に定めるときは、ご氏名、生年月日およ びご住所。)につき確認を受けていただくことになります。

3~6 (省 略)

7 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出 を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特 別措置法第37条の14第5項<u>第8号</u>に規定する「非課税口座廃止通 知書」を交付します。

①~② (省 略) 8 (省 略)

9 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項<u>第7号</u>に規定する<u>「勘</u>定廃止通知書」を交付します。

(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。
- ①次に掲げる上場株式等で、第2条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(第2号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

改定前(旧)

1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における 当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設け られ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知 書」が提出された場合は、所轄税務署長からお客様の非課税口座の 開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の 提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1 日前に提供があった場合は、同日)において設けられます。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

- 第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため には、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項 および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税 口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届 出書 |および「非課税適用確認書 |、「非課税口座廃止通知書 |もしく は「非課税管理勘定廃止通知書」を、当社が定める期間に提出してい ただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘 定廃止通知書 | については、非課税口座を再開設しようとする年または での間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃 止通知書 | が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属 する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた 場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通 知書を受理することができません。なお、当社では別途税務署より受け 入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管 いたします。
- 2 お客様は、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口 座開設届出書」等を提出される際に、当社に対し、住民票の写し、個人 番号カードその他一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所およ び個人番号につき確認を受けていただくことになります。

3~6 (省 略)

7 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①~② (省 略) 8 (省 略)

9 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する[非課税管理勘定廃止通知書]を交付します。

(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限ります。)のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。
- ①次に掲げる上場株式等で、第2条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの

1.

皆 略)

- 口. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当社に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)
- ②租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③租税特別措置法施行令第25条の13第11項に規定する上場株式等

略)

2 (省

①~② (省 略)

③前項第1号ロまたは第2号の移管がされる外貨建上場株式等 その 移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートを乗じた額

改定前(旧)

ロ. 非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされるト場株式等

(新 設)

②租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

2 (省 略)

①~② (省略)

③前項第1号ロの移管がされる外貨建上場株式等 その移管に係る外 貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートを乗じた 額

(譲渡の方法)

第7条

(省略)

(省 略)

④租税特別措置法第37条の10第3項第4号(資本剰余金配当等)または同法第37条の11第4項第1号もしては第2号(公募株式投資信託の解約・償還等)に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法

(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)

第8条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(譲渡の方法)

第7条

①~③ (省略)

④租税特別措置法第37条の10第3項第3号(資本剰余金配当等)または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号(公募株式投資信託の解約・償還等)に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法

(省 略)

(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)

第8条 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第9条

(省 略

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各 号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
- ①お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行うその他必要事項を 記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場 合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して特定口座への移管を希望しない旨の申し出がなかった場合 特定口座への移管
- ③第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合 一般口座への移管
- 3 前項第2号に該当する場合においては、お客様から当社に対して、特定口座に移管がされる上場株式等に係る租税特別措置法施行規則第18条の11第17項各号に定める事由が記載された租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があったものとみなして、同号の規定を適用します。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第9条 (省 略

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の<u>い</u>ずれかにより取扱うものとします。
- ①第5条第1項第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税 管理勘定への移管
- ②非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)

(新 設)

(新 設)

改定後(新)	改定前(旧)			
(削 除)	(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等) 第10条 当社は、第5条第1項第1号口または第9条第2項第1号に基づ			
第10条~第16条 (省 略)	第11条~第17条 (省 略)			
平成30年4月1日改定	平成28年4月1日改定			
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款				
第1章 総則				
(約款の趣旨等) 第1条 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによります。	(約款の趣旨等) 第1条 (省 略) 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによります。			
①~⑧ (省 略) ⑨上場株式等 この約款に別段の定めがある場合を除き、租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。 ⑩~⑫ (省 略) 3 (省 略)	①~⑧ (省 略) ③上場株式等 この約款に別段の定めがある場合を除き、租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。 ⑩~⑫ (省 略) 3 (省 略)			

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるた めには、当社所定の方法により、当社に対して租税特別措置法第37 条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課 税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または 「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」 もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当社が定める期間に提出(未 成年者非課税適用確認書の交付申請書および未成年者口座開設 届出書に記載すべき事項の提供を含みます。)していただくとともに、当 社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同 項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してこ 氏名、生年月日、ご住所および個人番号(当社に対し既に個人番号を 告知されている場合で租税特別措置法その他関係法令に定めるとき は、ご氏名、生年月日およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その 他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未 成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座におい て当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定 に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日 の属する年の9月30日までの間で当社が定める期間は、当該未成年者 口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理する ことはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成 年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

2~6 (省略)

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

3 (省 略)

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取り扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるた めには、当社所定の方法により、当社に対して租税特別措置法第37 条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課 税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または 「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」 もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当社が定める期間に提出(未 成年者非課税適用確認書の交付申請書および未成年者口座開設 届出書に記載すべき事項の提供を含みます。)していただくとともに、当 社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同 項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏 名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他 の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成 年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において 当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に 既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の 属する年の9月30日までの間で当社が定める期間は、当該未成年者口 座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理すること はできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者 非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

2~6 (省略)

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日(平成28年においては、4月1日)に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合(平成28年においては、平成28年4月2日以後に提出された場合)における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

3 (省略)

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文または同法第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等または同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除

受け入れます。なお、当該上場株式等を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ (省 略)

- ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税 管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税 特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未 成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場 株式等(第2号に掲げるものを除きます。)
- ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等 (削 除)

- 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、第1項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
- ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等
- 3 上場株式等の取得対価の額が外貨の場合は、以下のとおり円貨に換 算した金額とします。
- ①購入した外貨建上場株式等 第1項第1号イの購入した場合については、その外貨建の購入の代価の額に約定時における当社が定めた 為替レートを乗じた額
- ②払込みにより取得をした外貨建上場株式等 第1項第1号イの払込みにより取得した場合については、その外貨建の払い込んだ金額に注文時における当社が定めた為替レートを乗じた額
- ③第1項第1号口もしくは第2号または前項第1号もしくは第2号の移管がされる外貨建上場株式等 その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートを乗じた額

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う

改定前(旧)

きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取り扱うことを認めた取引方法で 取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株 式等を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の場合、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円を超えないもの

イ (省 略)

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税 管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税 特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未 成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場 株式等

(新 設)

- ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等
- 2 上場株式等の取得対価の額が外貨の場合は、以下のとおり円貨に換算した金額とします。
- ①購入した外貨建上場株式等 前項第1号イの購入した場合について は、その外貨建の購入の代価の額に約定時における当社が定めた為替レートを乗じた額
- ②払込みにより取得をした外貨建上場株式等 前項第1号イの払込み により取得した場合については、その外貨建の払い込んだ金額に注文 時における当社が定めた為替レートを乗じた額
- ③前項第1号ロの移管がされる外貨建上場株式等 その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートを乗じた額
- 3 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、第1項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの(なお、当該移管の対象が外貨建上場株式等の場合には、その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートを乗じた額で判定されます。)

(新 設

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

(新 設)

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う

同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求 を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の 資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。)または租税特 別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1 号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、 当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由し て行われる方法により行うこととします。

改定前(旧)

同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求 を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の 資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。)または租税特 別措置法第37条の10第3項第3号または同法第37条の11第4項第1 号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、 当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由し て行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条

(省 略)

①非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理 勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号口もしくは第2号または同 条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除きます。) 次に 掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

(省 略) イ~ロ (2) (省 略) 2 (省 略)

- 第1項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに第1 3 項第1号口及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各 号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととしま す
- ①お客様が当社に特定口座(第1項第1号イの場合には、課税未成年者 口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、お客様から当 社に対して特定口座への移管を希望しない旨の申し出がなかった場合 特定口座への移管
- ②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管
- 4 前項第1号の場合においては、お客様から当社に対して、特定口座 に移管がされる上場株式等に係る租税特別措置法施行規則第18条 の11第18項各号に定める事由が記載された租税特別措置法施行令 第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があったもの とみなして、同号の規定を適用します。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条

略) (省

①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過す る日(以下、「5年経過日」といいます。)において有する当該非課税管 号の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそ れぞれ次に定める移管

略) イ~ロ (省 (2) (省 略) 2 (省 略) (新 設)

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

第8条

(省 略)

(1)

(省 略) (省 略)

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号また は第7号に規定する事由による譲渡

(3)

(省 略)

(省 略) (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

第8条

(省 略)

略)

(1)

略) (省

(省

1 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6 号に規定する事由による譲渡

(3)

(省 略)

(省 略)

第3章 課税未成年者口座の管理

(譲渡の方法)

第17条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録また は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託によ る方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して 会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未 満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方 法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経 由して行われるものに限ります。)または租税特別措置法第37条の10 第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定 する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭お よび金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行 うこととします。

(譲渡の方法)

第17条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録また は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託によ る方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して 会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未 満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方 法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経 由して行われるものに限ります。)または租税特別措置法第37条の10 第3項第3号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定 する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭お よび金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行 うこととします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第19条 (1)

略) (省 略)

(2)

(省 略)

租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号ま たは第7号に規定する事由による譲渡

口~ホ

(省 略)

(3)

(省 略)

(重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座 以外の特定口座がある場合) 第21条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設して

課税管理勘定の金銭等の管理)

第19条

(省 略) (省 略)

(1) (2)

(省 略)

租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6 号に規定する事由による譲渡

ロ~ホ

(省 略)

(3)

(省 略)

(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があ る場合)

第21条 お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設され

ᄀᄺ	曲	1.41.	(李)
r'v	7	14	(TIT

おり、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当 該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税 未成年者口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管されます。

改定前(旧)

ている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に 当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に 限ります。)を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座(特定口座である課税未成年者口座に限ります。)に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管されます。

(非課税口座のみなし開設)

第28条

(省 略)

2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(非課税口座のみなし開設)

第28条

(省 略)

2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

平成30年4月1日 改定

制定 平成28年4月1日

【新設】つみたてプラン約款

- この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)がSMBC日興証券株式会 3 「余 この約款は、お各様(以下) 申込者」といいます。)からMBで日興証券株式会社(以下[当社]といいます。)と契約する、投資信託の定時定額買付プラン(以下[つみたてブラン]といいます。)に関する取決めです。 申込者はこの約款を承認し、当社との間でつみたてブランに関する契約(以下「この契約」といいます。)を締結します。 申込者は、この契約の内容を十分把握し、申込者の判断と責任において、つみたてブランに係る取引を行うものとします。

(申込方法)

- :2条 この契約の申込は、日興MRF自動けいぞく投資契約を締結している場合 に行えるものとします。なお、インターネットによる申込は、日興MRF自動けい ぞく投資契約の締結に加えて、次の各号すべてに該当する場合に行えるものとし
- (3) 19年 インティング (3) 19年 インディング (4) 19年 インディング (4) 19年 インディング (4) 電子交付サービス(投資信託目論見書)の利用申込をしている場合
- 2) 電子交付サービス(投資信託目論見書)の利用申込をしている場合ただし、第3条第2項に定める方法の場合、インターネットでの申込は行えないものとします。
 2 申込者は、当社所定の方法により、当社につみたてブランを申込み、当社が承諾した場合に限りつみたてブランを利用することができます。なお、インターネットによる申込の受付については、証券取引約款(日興イージートレードの章)に定める注文受付に係る規定に準じるものとします。
 3 申込者のお取引コースがダイレクトコースの場合、つみたてブランの申込はインターネットでのみ行えるものとします。

(払込方法の指定)

- 第3条 申込者は、つみたてブランに係る金銭の払込方法として、次のいずれかの払 込方法、または次項の払込方法を指定するものとします。 (1) 当社が指定する銀行に開設された申込者名義の預金口座からの自動引落 (2) ゆうちょ銀行口座からの自動引落で、次のaまたはbの定めにより行われるもの
- a.申込者名義の総合口座から、FTnetサービスを利用して行う自動引落 (注)FTnetサービス:株式会社東証コンピュータシステムが提供する資金データ交換サービス
- タ交換サービス b.申込者が既につみたてブランとは別に申込者名義のゆうちょ銀行口座からの 自動引落により累積投資の買付を行っていたときは、そのゆうちょ銀行口座お よび自動引落方法による自動引落 (3) 申込者の取引口座における日興MRFの自動換金 2 申込者は、つみたてブランに係る金銭の払込方法として、当社が指定する収納代 行会社を通じた申込者名義の預金口座からの自動引落を指定することができるも

- 行会社を通じた甲込者名義の損金口座からの目動引落を指定することができるものとします(以下「収納代行方式」といいます。)。なお、前項の払込方法に加えて、収納代行方式を指定することもできるものとします。
 申込者が払込方法を第1項(1)または(2)の預貯金口座からの自動引落とするときは、当社所定の手続により引落を行う口座を指定するものとします。
 申込者は、つみたてブランに係る預貯金口座からの自動引落または日興MRFの自動換金を行う日(以下「引落日」といいます。)を、毎月12日(休業日の場合は翌営業日)または毎月26日(休業日の場合は翌営業日)のうちから指定するものとし
- ます。 ただし、払込方法が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めによる
- ものとします。 (1) 第 1 項(2)b.のゆうちょ銀行口座からの自動引落を行う場合は、引落日は毎月12
- (1) 第一項(に)の(が) うち 無利 口屋がらの自動の1者を1) フッカーは、引着口は毎月12日 (休業日の場合は翌営業日) のみとします。 (2) 第2項の収納代行方式の場合は、引落日は毎月26日(休業日の場合は翌営業日)

(買付する投資信託の指定)

- (国) 9 る投資に配り指定) 第4条 つみたてブランにおいて買付けることができる投資信託は、当社が定める 投資信託(以下「対象投資信託」といいます。)とします。なお、インターネットによ る申込手続とその他の申込手続とでは、対象投資信託が異なる場合があります。 2 申込者は対象投資信託の中から買付する投資信託を指定するものとします(以 下、指定した買付する投資信託を「指定投資信託」といいます。)。 なお、外国投資信託を指定する場合は、外国証券の取引に関する契約が必要となり

- 当社は、指定投資信託に係る目論見書の交付について、法令諸規則に従い書面に 代えて電磁的方法により行うことができるものとします。なお、電磁的方法により 目論見書を交付する場合は、申込者が電子交付サービス(投資信託目論見書)の利 用申込をしている場合に限ります。

(金銭の払込)

- (金銭の私込) 第5条 申込者は、指定投資信託の買付に充てるため、毎月、あらかじめ申込者が当 社所定の手続により申し出た一定の金額(以下「払込金」といいます。)を当社にお ける取引口座へ払込むものとします。 2 払込金は、1,000円以上1,000円単位の金額とします。 3 前2項の払込により生じた預り金については、取引口座に係る他の定めにかか わらず日興MRFの買付は行わないものとします。また、当該預り金に対しては、 いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

(指定投資信託の買付)

- (指定投資信託の買付) 第6条 当社は、申込者の払込によって生じた預り金をもって、当該指定投資信託の 買付を行うこととします。 2 前項の買付は、原則として引落日の3営業日後の日に買付の申込があったもの として取扱います。ただし、収納代行方式の場合は、原則として引落日の6営業日 後の日に買付の申込を行う日が当該指定投資信託の休業日に当たる場合は、翌営業日 以降最初に買付が可能となった日に買付を行うものとします。また、投資信託委託 会社が当該指定投資信託の買付の申込の受付を中止または取消した場合には、原 則として翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行うものとします。 3 当社は、指定投資信託の買付に際し、当社が定める手数料に消費税相当額を加え た額の金銭を当該指定投資信託にかかる払込金の中から申し受けます。

(指定投資信託の買付に係る手数料)

- 第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、買付価額に1.08%(税抜1.0%)を乗 して得た金額とします。ただし、買付に係る手数料を無料と定めている投資信託を
- している。 にきます。 前項にかかわらず、次の各号全てに該当する場合は、指定投資信託の買付に係る 手数料を無料とします。
- (1)全ての指定投資信託の払込金の合計額が100,000円以下であること

- なお、申込者が、第3条第1項の払込方法と収納代行方式による払込方法の双方を 指定している場合、引落における払込金がそれぞれ100,000円以下であることと します
- (2) 申込者が引落日の午前2時(引落日の前日が休業日の場合は、引落日の前営業日の翌日午前2時)までに「バンク&トレード」のサービスを申込済みであること (3) 申込者のお取引コースが引落日時点で「ダイレクトコース」であること

第8条 当社は、3ヵ月に1回以上、取引残高報告書により指定投資信託ごとの取引 明細および残高を申込者に通知するものとします。

(指定内容の変更)

- 第9条 申込者は、当社所定の手続により、原則いつでも指定投資信託、払込金の額 および金銭の払込方法の変更を申込むことができます。なお、インターネットによ る指定投資信託の変更の申込は、次の各号すべてに該当する場合に行えるものと します。 (1) 日興イージートレードの利用申込をしている場合

- (1) 日興イージートレードの利用申込をしている場合
 (2) 電子交付サービス(投資信託目論見書)の利用申込をしている場合 また、申込者が金銭の払込方法について変更の申込を行っている場合は、当社はその他の指定内容の変更申込を受付けない場合があります。
 2 当社は、変更申込を受付後、手続期間等を考慮のうえ当社が定めた時期からつみたてブランの指定内容を変更します。
 3 申込者のお取引コースがダイレクトコースの場合、収納代行方式による引落の変更申込を除き、指定投資信託、払込金の額および金銭の払込方法の変更の申込はインターネットでのみ受付けます。

(対象投資信託の除外)

- 第10条 対象投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託 を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社は 当該対象投資信託を指定投資信託としている申込者に遅滞なく通知するものとし
- (1) 当該対象投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合 (2) その他当社が必要と認める場合 2 申込者の指定投資信託が前項により対象投資信託から除外された場合、当社は 申込者の払込金について、当該指定投資信託に係る払込金を含まない額に変更さ れたものとして取扱います。

(自動引落の停止)

- 第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者に通知することなく、つみたてブランに係る預貯金口座からの自動引落を停止するものとします。
 (1) 預貯金口座からの自動引落が行われなかったときただし、収納代行方式の場合は除きます。
- (2) 申込者が自動引落を行う預貯金口座の変変を申込んだとき 2 当社は、前項の自動引落の停止により申込者に生じた損害等については、その責めを負わないものとします。

(自動引落の再開)

- 第12条 当社は、前条第1項により停止した自動引落について、次の各号に定める場
- 第12余 当在は、削余第1項により停止した自動引落について、次の各方に走める場合に再開するものとします。
 (1) 前条第1項(1)の事由による停止のとき申込者が当社の定める方法により自動引落の再開を申込んだ場合ただし、申込者のお取引コースがダイレクトコースの場合、自動引落の再開の申込はインターネットでのみ受付けます。
 (2) 前条第1項(2)の事由による停止のとき
 21英を伝る類的会口のの変更が終いってした場合。
- 引落を行う預貯金口座の変更手続が完了した場合

(契約の解除)

- 第13条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとしま

- 9。 (2) 申込者が当社所定の手続によりこの契約の解除を申し出た場合 (2) 申込者が日興MRF自動けいぞく投資契約を解除した場合 (3) 払込金が3回連続して払込まれなかった場合 ただし、第11条第1項(2)により自動引落を停止している場合は除きます。 (4) 申込者の指定投資信託の全てが第10条により対象投資信託から除外された場合 (5) やむを得ない事由により、当社がこの契約の解除を申し出た場合

(その他)

- 14条 申込者が、つみたてブランとは別に預貯金口座からの自動引落等により当 社指定の投資信託を対象とする定時定額買付を行っている場合は、当社はつみた てブランの申込により当該定時定額買付を解除する申し出があったものとして取 第14条 扱います。
- 第8条および第10条の規定に従い、申込者に対し当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるも 2 のとします。

(他の規定、約款の適用)

第15条 この約款に定めのない事項については、当社の証券取引約款、外国証券取引口座約款、日興MRF自動けいぞく投資約款等により取扱います。

(約款の変更)

- 第16条
- 第16条 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。 生じたときは改定されることがあります。 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホーム 以上が必要が生地(の○○一刊的)されることは、上記り週末に行ん(、ヨ在ホーム ページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し
- 立てがないときは、当社は、約款の改定に同意いただいたものとみなして取り扱い

改定 平成30年3月1日